

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 日時

6月25日（水）午後3時から午後5時30分まで

2 場所

札幌地方裁判所7階第2中会議室

札幌地方裁判所7階11号法廷兼審尋室

3 出席者

（委員）亀田成春，小林暁子，嶋原文雄，玉木 健，常見信代，西本仁久，林 和宏，
松井英美子，山崎 学，吉田克己（五十音順 敬称略）

（説明者）刑事部裁判官石井伸興，事務局長寺田鉄朗，民事首席書記官本間良行，刑事
首席書記官空井克憲

（庶務）織田裕彦，安藤正樹，高嶋博之

4 議事トピックス

(1) 第18回委員会においては，広報用映画「審理」の公判部分を題材として当庁7階11号法廷兼審尋室において模擬評議が行われました。模擬評議終了後，7階第2中会議室において意見交換が行われ，評議に参加しなかった法曹委員から，重要な論点はすべて協議され，また，法曹家の議論では取り上げなかったであろう論点についても指摘されており，非常に充実した評議であったとの感想が述べられました。

(2) 本委員会の模擬評議を踏まえ，次回委員会においての協議テーマが話し合われ，大枠として，1「裁判員の選任手続について」及び2「裁判員制度広報の在り方について」をテーマとすることとし，2の中で，「裁判員制度の意義について」も議論することとされました。さらに，亀田委員から「利用しやすい裁判所について」意見をいただくこととされました。

（議事概要は，次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 : 説明者, : 委員長, : 委員, : 庶務 と表示)

(1) 委員の自己紹介

新たに委員となった嶋原委員から自己紹介がありました。

(2) 模擬評議の実施

広報用映画「審理」の公判審理部分を題材とし模擬評議が行われました。

模擬評議を行うにあたり、冒頭、石井裁判官から刑事裁判に関するルール説明が行われました。そして、広報用映画「審理」の公判審理部分を視聴した後、7階11号法廷兼審尋室において、亀田委員を裁判長役、石井裁判官を陪席裁判官役として評議が進められました。なお、裁判官である嶋原委員及び山崎委員並びに検察官である西本委員は、評議に加わりませんでした。

(3) 意見交換

率直な感想を述べますと、今回の評議は、1時間という限られた時間の中であるにもかかわらず、論点はすべて出ていて、法曹家として見ても、非常にすばらしかったと思います。他の模擬裁判での評議でも思うことですが、参加された方々は、本当によく論点に気づかれると思っています。一つだけ説明しておきたいこととしては、公判前に、検察官、弁護人の間で、裁判所に提出する証拠について整理されることとなりますが、裁判員及び裁判官は、その裁判所に提出された証拠を基に判断して行くということです。他にこのような証拠があるのではないかと推測して考える必要はありませんし、実際の事件においても、完璧に証拠が揃っているわけではありません。提出された証拠だけに基づいて判断し、最後は、立証責任は検察官にあるという原則にのっとって判断することとなります。本件についても、提出された証拠を基にして、最終的には、検察官が、「正当防衛でない」ことを立証できないと判断するのであれば、有罪とならないこととなります。

検察官としては、捜査の結果、起訴するに当たり、十分な証拠があると考えていますし、必要な証拠は裁判所に提出しているということです。裁判員の方々には、提出した証拠をよく見ていただきたいと思います。

今回の公判審理部分には、広報用映画ゆえに、起こった事件の映像が入っていますが、実際の事件ではそれはないわけです。それを踏まえて考えると、本件については、検察官が「正当防衛がない」と立証できたとは言えないと思いました。ただし、やりすぎたところはあったのではないかと思います。

それが大切な所です。提出された証拠に基づいて常識的に判断すればよいということです。もっと他に証拠があるのではないかと考える必要はありませんし、無理

をしてははっきりと白黒をつけなければならないと考える必要はありません。

一般の人は、事実を判断するとき、どうしても真ん中の位置にたって考えてしまいます。そうするとあやふやな場合について、立ち位置が真ん中なので、なかなか無罪の方に傾かないのかなと感じています。

その点、裁判員裁判を行っていくうえで、裁判員に対し、無罪の推定などきちんとした制度説明が必要であると思います。

もう一つ感心したことがあるのですが、この広報用映画「審理」のストーリーでは、法律家は立ち去ろうとしたかどうかの点だけ注目して、正当防衛があったか、なかったか議論するのですが、先ほど行った模擬評議では、立ち去ろうとして、呼び止めて振り返った後に何があったかの点に注目して議論していて、法律家も着目していないところを議論していたところでした。

法律家の議論では、振り返った後のことは議論しなくていいのではないかと考えてしまうかもしれません。一般の人の様々な意見は、やはり視点を変えてくれることで意義があると思います。

一つ気になったところとしては、母親が「息子は、とてもやさしかった」と心情的な証言を行っていましたが、そのような心情的な部分が判断に影響してしまうのではないのでしょうか。

最初は、心情的なところに目を向けてしまうかもしれませんが、議論を重ねていくうちに、他の事実にも目を向けるようになります。心情的なところだけで考えてはいけないと考えるようになるものです。最初は裁判員になるのはいやだと思っていた方が、だんだん評議にのめり込んでいき、自分のこととして考え、やってよかったと思ってもらうようになると思います。

(4) 今後の協議テーマについて

本日の模擬評議を踏まえて、「裁判員制度実施に向けた取り組み」について、今後、どのような事項を議論したらよいか、御意見はありますでしょうか。

裁判員制度実施に向けていろいろ取材をしていますが、一般の方が一番大きな不満と感じているところは、裁判員候補者として選任手続に呼ばれ、わざわざ都合をつけて来たにもかかわらず選任されなかった方は、手続が半日で終わり、もう帰ってよいとされてしまうところです。そのように思っている方に対して、どのような手当が必要かが問題となるのではないのでしょうか。

配布された裁判員制度の広報冊子を見ましたが、そもそもなぜ一般の国民が刑事裁判に参加しなければならないのかという根本的な疑問に対して、分かりやすく簡単に回答しているものがなかったように思います。その点を分かりやすく広報する

と、学生、若者が参加に前向きに考えてくれるのではないかと考えています。

それでは、次回の協議テーマとしては、大枠として、一つは「裁判員の選任手続について」を取り上げ、もう一つは「裁判員制度広報の在り方について」をテーマとすることとします。後者のテーマの中で、「裁判員制度の意義について」も議論したいと思います。さらに、「利用しやすい裁判所について」は、亀田委員から御意見をいただければと思います。

(5) 事務局からの報告

事務局から、札幌地方裁判所小樽支部の新庁舎の建て替えについて報告がありました。

6 次回の予定について

平成20年9月8日(月)午後3時から開催します。